

水道料金を改定します

平成27年1月請求（12月検針）分からの
値上げにご理解とご協力をお願いします！

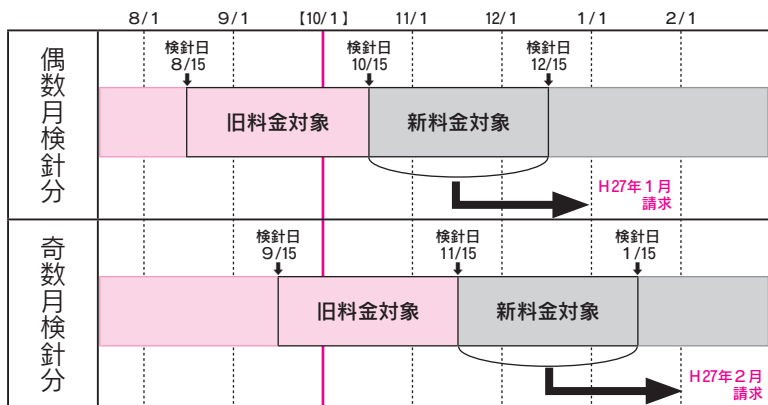
今日の社会経済情勢の変化に対応した料金体系への見直しを行い、世代間の負担公平化への観点も含めて市民、企業の皆さまに適正に幅広くご負担いただける制度としていきたいと考えています。今後、事業経営の健全化を図り、老朽化した施設の更新工事を

行つて、災害に強い施設づくりを進めることにより、将来にわたつて安心・安全な「おいしい水」の安定給水を進めていきます。

水道部業務課 ☎25-5221
（お客様サービスセンター経由）

FAX 23-6444

平成26年10月1日の水道料金改定により料金の算定が下図のようになります
（検針定例日が「15日」の場合）



旧料金と新料金の比較表（2か月分）

使用水量 (m ³)	旧料金				新料金				差額
	基本料金	水量料金	消費税	合計	基本料金	水量料金	消費税	合計	
0	1,520	0	121	1,641	1,960	0	156	2,116	475
10	1,520	500	161	2,181	1,960	700	212	2,872	691
20	1,520	1,000	201	2,721	1,960	1,400	268	3,628	907
30	1,520	2,400	313	4,233	1,960	2,800	380	5,140	907
40	1,520	3,800	425	5,745	1,960	4,200	492	6,652	907
50	1,520	5,300	545	7,365	1,960	5,850	624	8,434	1,069
60	1,520	6,800	665	8,985	1,960	7,500	756	10,216	1,231
70	1,520	8,300	785	10,605	1,960	9,150	888	11,998	1,393
80	1,520	9,800	905	12,225	1,960	10,800	1,020	13,780	1,555
90	1,520	11,300	1,025	13,845	1,960	12,450	1,152	15,562	1,717
100	1,520	12,800	1,145	15,465	1,960	14,100	1,284	17,344	1,879
150	1,520	20,800	1,785	24,105	1,960	23,600	2,044	27,604	3,499
200	1,520	28,800	2,425	32,745	1,960	33,100	2,804	37,864	5,119

※市「新旧料金比較シート」により使用水量に合わせた新旧料金の比較ができます。
（「秩父市水道 料金改定」で検索！「水道料金を改定します」に掲載）

持続可能な秩父地域の 水道事業の実現を目指して ～基本構想審議委員を委嘱～



秩父地域の水道事業の広域化（統合）と、今後の事業経営の方向性を定める「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）」を策定するにあたり、より広い視点からご意見をいただくため「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会」が設置され、9月22日に委嘱状交付式と第1回審議会が開催されました。

水道部広域化準備室 ☎25-5221
（お客様サービスセンター経由）

FAX 23-6444

【新料金表】

（平成27年1月請求分より適用）

◎下記料金表により算出した額へ消費税が加算となります。

基本料金		水量料金（1mにつき）				
口径別	（2か月につき）	20m以下 a	20mを超え 40m以下 b	40mを超え 100m以下 c	100mを超え 200m以下 d	200mを超える分 e
13mm	1,960円	70円	140円	165円	190円	210円
20mm	3,660円					
25mm	5,300円					
40mm （30mmを含む）	10,980円					
50mm	20,000円					
75mm	42,600円					
100mm	74,000円					
100mm （を超える分）	155,000円					
公衆浴場用	4,340円	-	54円			

※水道料金算定例

【例】メーター口径13mmをご使用の方が、10/15検針日～12/15検針日まで、60m³使用したケース
基本料金 1,960円
水量料金 (70円×20m³) + (140円×20m³) + (165円×20m³) = 7,500円
水道料金 (基本料金 1,960円 + 水量料金 7,500円) × 1.08 = 10,216円